

## 令和2年2月25日 衆議院予算委員会第四分科会議事録

○井野主査

次に、日吉雄太君。

○日吉分科員

立憲民主・国民・社保・無所属フォーラムの日吉雄太です。質問の機会をいただきまして、ありがとうございます。

本日は、まず、下関市立大学の問題についてお伺いさせていただこうと思います。

昨年、下関市立大学では、専攻科を新たに設置するに当たりまして、その手続に重要な問題があったのではないかということで、教授会のメンバーの九割超の方々が署名運動をして反対をしている。また、学外の弁護士さんが意見書という形で、重要な不備があったというようなことを言っております。こういった中で新設が決定し、既に新しい教員三人の採用が決まったというような流れになっています。

そこで、お伺いさせていただきます。

まず、学校教育法九十三条では、大学には重要な事項を審議するために教授会を置かなければならぬというふうに定められておりますが、この教授会の決定過程、教員採用に係る教授会での意見聴取、このあたりの手續はどのようにになっていたのでしょうか。

○伯井政府参考人（文部科学省高等教育局長）

下関市立大学の特別支援の専攻科の設置及び教員の採用につきましては、同大学においては、教授会に意見を聞くことなく学長が決定したという経緯でございます。

○日吉分科員

それは学校教育法に違反するものではないんでしょうか。

○伯井政府参考人（文部科学省高等教育局長）

御指摘いただきました学校教育法の第九十三条第二項では、学生の入学及び卒業、課程の修了、そして学位の授与、そして教育研究に関する重要な事項で学長が定めるものについて、学長が決定を行うに際してあらかじめ教授会が意見を述べるものしております。

この教育研究に関する重要な事項として具体的にどのような事項について教授会の意見を聞くこととするかは、各大学の実情等を踏まえて学長が判断するというものとされております。

下関市立大学における特別支援教育特別専攻科の設置や専攻科を担当する教員の採用が、同大学における教育研究に関する重要な事項で学長が定めるものに当たるかどうかについては、同大学において判断されるべきものでございまして、教授会の意見を聞くことがなかったという理由について、その説明責任も同大学にあるというふうに考えております。

○日吉分科員

大学では教授会の意見を聞かなかつたということなんですかけれども、どういったことについて教授会の意見を聞くのか聞かないのか、聞くことについて書面でルールか何か、大学では決まっていなかつたのでしょうか。

○伯井政府参考人（文部科学省高等教育局長）

大学に我々が聴取したところ、本学の教授会は全学教授会ではなくて経済学部の教授会、もともと経済学部の単科大学ですので、そういう認識で、このため、教授会の意見を聞く事項における教員には新設の専攻科の教員が含まれていないと大学として判断をされたというふうに聞いております。

○日吉分科員

他の学部の新設だから経済学部の教授の意見は聞く必要がない、そういう判断だったというふうに理解しましたが、ただ、全体の教授の中での九割以上の方が反対しているということからしますと、今後、この専攻科が新設されて学内がうまく回っていくようにはとても思えないわけなんですね。だから、実質的にはその判断は間違っていたんじゃないのかなというふうに思うんですけれども。

そんな中で、もう一つ、この手続において、教育研究審議会の意見も聞かなければいけないというふうに定まっていると聞いております。それと、経営審議会の審議も経なければいけないというふうに言われておりますが、そちらの方は審議を経たということなんですけれども、教育研究審議会の審議は経ていない。にもかかわらず、採用が決定してしまった、この理由を教えてください。

○伯井政府参考人（文部科学省高等教育局長）

まず法律でございますが、地方独立行政法人法第七十七条第三項におきまして、教育研究に関する重要事項を審議する機関を置くものとされておりますが、その構成員、組織、審議事項等については各公立大学法人の定款において定めるということとされております。

下関市立大学によりますと、同大学の定款では、理事長は、教員の人事や教育課程の編成に係る方針等に関する事項について決定しようとするときは、教育研究審議会の議を経るものとするというふうに定款上規定されております。

同大学では、教育研究審議会の招集を複数回試みたということですが、しかしながら、委員の審議拒否があり、定足数を充足せず、審議会は開催できなかったということあります。そのことをもって教育研究審議会の議を経たものとみなして、理事長として決定したことでございました。

このような場合に教育研究審議会の議を経たものとみなすかどうかというのは、これも同大学において判断されるべき、大学の定款の解釈の問題でございます。その説明責任は設立者である市や大学にあるというふうに考えております。

○日吉分科員

会が流れたということなんですけれども、通常、私たちも委員会をやっています、本会議もありますけれども、仮に定足数が足りなかつたとか会が流れたとしても、それで何か賛成というふうに判断したとか、議を経たとかということにはならないで、必ず定足数を満たして開催するはずだと思いますので、それを大学の、定款の判断について大学が責任を持って判断するみたいなことではなくて、それは明らかにおかしいと思うんですね。それはどう思われますか。

○伯井政府参考人（文部科学省高等教育局長）

繰り返しで恐縮でございますが、同大学においては、教育研究審議会の招集を一度ならず

複数回試みたものの、なかなか審議に応じていただけなく、定足数が充足できなかつたということで、そういう努力をもって、教育研究審議会の議を経たものとみなして、理事長として決定したということでございます。

これも大学の定款の解釈の問題でございますので、しっかりその説明責任を市側あるいは大学側において果たしていただきたいというふうに考えております。

○日吉分科員

それは議を経たではなくて、会が開催されると新設が強行されてしまうから、その会を開催させないように、会を流そうとした、そういうふうに皆さん気が思つてやっていたことなんじやないでしょうか。

あと、教員採用についてなんですけれども、下関市長が教員を独自で探してきたというふうに聞いております。

しかしながら、本来であれば、教員は公募をしたりとか、教員の採用の可否というのは慎重に検討されるはずだと思うんですけれども、公募というような手続、これは行われていたんじやないでしょうか。

○伯井政府参考人（文部科学省高等教育局長）

大学によりますと、公募手続はとっていないということのようございます。

○日吉分科員

それは定款か何かで、規則で、公募をするとか、そういう決まりはなかったんですか。

○伯井政府参考人（文部科学省高等教育局長）

これは恐らくということではございますが、新設の特別支援の専攻科ということをございますので、その辺の規定というところまではなかつたのではないかろうかと思います。ちょっとこれは、そこまで詳細には聞いておりませんので、推測でございます。

○日吉分科員

済みません、わかつたら教えてください。経済学部で新たに講師、教員を採用するときに、公募を経なければいけないとか、そういう決まりなりはあったんじやないですか。

○伯井政府参考人（文部科学省高等教育局長）

今確認中でございますが、通常、大学において教員を採用する場合は、公募手続をとることが通例であろうかと考えております。

○日吉分科員

通例、公募手続をとるというわけなんですから、新設の専攻科であろうが、公募手続は多分とるわけなんですよね。定款に記載がなかつたとかというわけではなくて、あつたとしても、その規定を設けたとしても、通常であれば公募するわけですよ、経済学部でしているわけですから。だから、当然大きな瑕疵があつたのではないかということだと思うんですね。となると、先ほどの教育研究審議会の議も経ていない、教授会の話も聞いていない、公募もしていないといったことで、文科省としては、この手続について何か指導されたんじやないですか。

○伯井政府参考人（文部科学省高等教育局長）

基本的には、大学における意思決定プロセスに関する定款や学内規程等の解釈、運用とい

うことでございますが、その説明責任は大学においてしっかりと果たしてもらいたいという事柄ではございますが、文科省としても、大学執行部と教員組織との間での意思疎通をしっかりと図りつつ、定款や学内規程等に基づく適正な手続がとられることが重要であるということでございますので、これまでもそういう観点での助言をしておりますが、今後も、大学からの説明を聴取しながら、引き続き、適切な大学運営がなされるよう、必要な助言をしてまいりたいと考えております。

○日吉分科員

助言を、指導をした。指導、助言。

○伯井政府参考人（文部科学省高等教育局長）

我々、公立大学に対しては、基本的には、その権限の範囲で助言をしていくということで、これはしっかりと説明責任を果たした方がいいですよ、あるいは、今後に向けて教授会の規定というのを整備した方がいいですよといったようなことを助言する立場であろうかと考えております。

○日吉分科員

その助言をするに当たって、法的に問題があったから助言をした、こういう理解でよろしいですか。

○伯井政府参考人（文部科学省高等教育局長）

教授会の議、あるいは先ほどの審議機関については、先ほど私が答弁したとおりでございますので、必ずしも違法かどうかということではないけれども、必要な対応をされた方がいいという意味での助言でございます。

○日吉分科員

済みません、何の法律に違反する可能性があるから助言をされたんですか。法律の根拠を教えてください。

○伯井政府参考人（文部科学省高等教育局長）

必ずしも違法というふうに判断しているわけではございませんが、先ほど言った学校教育法、あるいは地方独立行政法人法の根拠に照らして助言をしようというものでございます。

○日吉分科員

済みません、具体的な条文をよろしかったら御紹介いただけますでしょうか。

○伯井政府参考人（文部科学省高等教育局長）

学校教育法九十三条は、先ほど言った教授会の権限について九十三条第二項で規定をしておりますので、先ほどの、「教育研究に関する重要な事項で、教授会の意見を聴くことが必要なものとして学長が定めるもの」という九十三条第二項第三号の規定などでございます。

また、地方独立行政法人法につきましては、第七十七条で、公立大学法人は、定款で定めるところにより、当該公立大学法人の経営に関する重要事項を審議する機関、経営審議機関を置くものとするということがあります、公立大学法人は、定款の定めるところにより、当該大学の教育研究に関する重要事項を審議する機関を置くものとするということでございますので、そうしたことの運用についてどうかということで話を聞き、助言をしているというものでございます。

○日吉分科員

法律の根拠はわかりました。

具体的にそこに抵触する可能性があるのか、法令違反なのかどうかというの、それは明確に判断しなくていいんですか。

○伯井政府参考人（文部科学省高等教育局長）

今聞いている範囲の手続として、明確に法律違反に該当するわけではないというのは、先ほど来答弁しているとおりでございます。

ただ、先ほどこれも申しましたが、執行部と教員の間で意思疎通が十分でないとか、あるいは今後に向けて教授会等規定を整備した方がよいとか、そういったことはしっかりと対応し、また、説明責任というのを当該大学においてしっかりと果たしてほしいということをお願いしている、助言しているということでございます。

○日吉分科員

でも、外部の弁護士さんが、違法なのではないか、手続に不備があるのではないか、こういうふうに意見書を出されているんですけども、それを踏まえて、本当に違法なのかどうかということを検討しなければいけないと思うんですけども、本当に違法かどうか、違法ではないと現時点では考えられているんですか。

○伯井政府参考人（文部科学省高等教育局長）

先ほど答弁いたしましたように、教授会の権限というのは学長が決定するということでございますし、教育研究審議会に関しましても、定款で定めるということでございますので、その解釈の問題であるというふうに我々は認識しております。

○日吉分科員

文科省からは助言をされたということなんですけれども、当の下関市立大学は、それを無視するかのように、強引に教員採用を決定し進めているような状況だと思うんですけども、これを所管する大臣、これはどう思われますか。

○萩生田国務大臣

先生から通告があつて初めて、この中身、詳細について承知をしたんです。それで、今高等局長が答弁したとおり、直ちに何かの法律に抵触しているかと言われると、ここは我々も確信を持ってこの法律に違反しているという項目がございません。

ただし、せっかく市長さんも新しいインクルーシブ教育を地元の市立大学でやりたいということであれば、やはり執行部と教員組織の間で意思疎通をきちんとしていただきて、皆さんから祝福されて学部はスタートるべきじゃないかなというのが基本的な考え方なので、今のところ、ちゃんと説明責任を大学として果たしてくださいよと。これは市立大学ですから、例えば市議会の議決案件も必要になります。

定款だとかの読み方が、やや、お互いに両面から読んでいた部分もあるんだとすれば、この機会によく話合いをして、きちんとした、今後、将来、そういう遺恨を残さないようにしてもらいたいなということで、まずは意思疎通を図ってもらいたい、学内の定款や学内規程を厳格に手続をきちんととつてほしいということを今助言している状況にございますので、大学の自治もありますから、何か文科省がいきなり入つていって行司役をやるという性格の

ものではないことは御理解いただけたと思うので、しばらくしっかり地元の市立大学の中で対応していただきたいな、引き続き文科省としてできるアドバイスや助言はしていきたいなと思っています。

○日吉分科員

今お話をありましたけれども、そもそも仕組みとして、市長が理事長を任命するという仕組みになっております。その理事長の進め方について、大きな問題はなかったと弁護士さんの資格を持っている監事さんが言っているんですけども、この監事さんも市長が任命することができるんですね。かつ、この新しい専攻科の設置については市長が教員を探してきたということで、一方で、その市長は選挙で総合大学化したいというようなことも言っていたやにも聞いております。

そうすると、経営サイドで、理事長と監事、そして経営審議会がどんどんどんどん進めていった、教授会とか教育研究審議会という学校教員サイドの意見を聞かないまま進んでいくて、九割以上の教授の反対署名が集まったということなんですね。

だから、今大臣おっしゃりましたけれども、いろいろ経過を見ていくということなんですねけれども、一回立ちどまって、もう一度、審議や過程を、本当によかったのかどうかというところをやっていかないと、多くの教授が反対しているわけですから、これはうまくいくわけがないと思いますので、そのところ、もう一回御検討いただきたいなというふうに思います。

次に、加計学園の話をちょっとお伺いしたいと思いますが、今、入試のシーズンですけれども、まず最初に、加計学園の獣医学部の志願状況、合格状況、直近までの状況を教えていただけますでしょうか。

○伯井政府参考人（文部科学省高等教育局長）

岡山理科大の獣医学部の志願者数、合格者数でございますが、二〇一八年度は、志願者数二千三百四十七人、合格者数は五百六十四人、二〇一九年度は、志願者数二千百二人、合格者数五百八十三人でございます。また、二〇二〇年度入試について、まだ終了していませんが、岡山理科大に確認したところ、現段階、二月二十一日現在で終了した入試については、志願者数九百八十二人、合格者数三百十一人であるというふうに伺っております。

○日吉分科員

ありがとうございます。

そうすると、たしか定員が二百人ですので、大分上回る合格者数が発表されているのかなと思いますけれども。あともう一つ、四国枠というのがたしかありました。六年間、毎年の学費約百万円を支払いを猶

予して、その後五年間、四国で仕事につくと返済を免除される、こう理解していますけれども、この四国枠の志願状況と合格状況を教えてください。

○伯井政府参考人（文部科学省高等教育局長）

四国枠の志願者数、合格者数でございますが、二〇一八年度は、志願者数六人、合格者数四人、二〇一九年度は、志願者数六人、合格者数一人、二〇二〇年度は、志願者数四人、合格者はいなかつたということでございます。

○日吉分科員

たしか、もともと四国で獣医師さんが不足しているということで進めてきたと思うんですけども、実際に、この四国枠というのは、四国に残って獣医師として働いていただくという方を集めようと思ってやられている制度だと思いますが、これが、三年たちましたけれども、志願者もふえず、合格者も、たしか二十名ぐらいですかね、合格者を予定していたと思うんですけども、それにも大きく足りていない、ことしへゼロ人ということなんですねけれども、この状況、大臣、どう思われますか。

○萩生田国務大臣

開校二年目ということもありますし、今の四国枠については、ただ希望しても、多分条件もあるんだと思いますので、ちょっと私、詳細はわからないんですけども。

いずれにしても、今まで全く獣医学部がなかった四国に構造改革特区でつくった以上は、四国で働いてくれる獣医師さんも養成していただくことも期待をしているところでございますので、ぜひ、そういう取組を強化してほしいなというふうに思っております。

○日吉分科員

強化していただく。一方で、合格者はふえているんですけども、たしか、獣医師の需給バランスに影響を与えないようにというような、こういったことも慎重に考えながら新設を決定したと思うんですけども、この獣医師さんの需給バランスに加計学園の合格者が影響していくことはないですか。

○伯井政府参考人（文部科学省高等教育局長）

合格者につきましては、合格者のうち入学者とは当然ずれがございます。二〇一八年度で入学者は百八十六名、二〇一九年度は二百十五名ということで、入学定員を二〇一九年度は若干上回っているものの、御指摘のようなことはないというふうに考えております。

○日吉分科員

しかし、四国に残るという方じゃなくて、多分ほかに行っちゃうかもしれない方が、合格者がふえているわけですよね。こういった状況で本当に影響はないんですか。もう一度お願ひします。

○伯井政府参考人（文部科学省高等教育局長）

最終的に入学者が、四国枠に限らず獣医学科の卒業生が四国の獣医師として定着することが重要というふうに考えておりますので、岡山理科大学におきましても四国枠の獲得ということでいろいろ努力をしているようでございますし、また地域の獣医学の充実ということでも努力をされておるというふうに伺っておりますので、引き続き状況を注視していきたいと考えております。

○日吉分科員

結果的に、当初の目的、思いというのが達成されていないのかなというのが今の状況かなというふうに思うんですけども。それともう一つ、大臣にお伺いしたいんですけども、たしか大臣は、加計学園の設置している千葉科学大学でしたでしょうか、で客員教授をやられていて、その後、名誉客員教授になられたんでしょうかね。今はその名誉客員教授という立場のままなんでしょうか。

○萩生田国務大臣

現在は辞職しております。

○日吉分科員

どのタイミングで辞職をされたんでしょうか。

○萩生田国務大臣

私、全く後ろめたさがなかったので、意地でも続けようという気持ちもあったんですけども、しかし要らぬ誤解を招いてもいけないと思いましたので、大臣就任以前に辞職をさせていただきました。

○日吉分科員

ありがとうございます。

そういうことで、辞職はされたということなんですねけれども。ちなみに、大臣、最近、加計孝太郎理事長とはお会いされたりはしていますか。

○萩生田国務大臣

最後に会ったのがいつかちょっとわからないんですけども、私、個人的に、加計理事長と個人的な交流はございません。

国会に戻った後の平成二十五年以降に、二度、複数の方たちと御一緒したことがございます。そのうちの一つがバーベキューの写真でございまして、あれが、要するに、うそじやないか、こう言われたんですけども。

私、議事録を見てもらえばわかるんですけども、当時、参議院で櫻井先生に、教授の在任中に理事長と会ったことがあるだろうと言われたから、ありました、こう申し上げて、ただ、獣医学部のお話を聞いたことはありませんという答えをした後に、個人的なつき合いがないと、そのときも同じ答弁をしたんですけども、バーベキューの写真が出て、仲よしじゃないかということで非常に皆さんから御批判をいただいたんですけども、そのときも、大人数の中のあれで、個人的なおつき合いはなくて、それ以降、ここ何年か、残念ながらお会いした機会はございません。

○日吉分科員

まあ、お会いしていないとおっしゃられるので、お会いしていないと思うんですけども。ただ、客員教授もやられていたという関係もございますので、ちょっと個人的なつき合いがあるかどうか。まあ、ないというのもちょっとどうなのかなとは思うんですけども。ただ、申し上げたいのは、そういういろいろな関係が少なくともあった中で、今、文科大臣として学校法人を御所管する立場にあられる中におきまして、やはり利害関係があるとかというふうに思われたらよろしくないのかなというふうに思います。

そんな中で、今、加計学園の獣医学部の四国枠が合格者ゼロという中で、本当に設置がよかつたのかどうかということもしっかりと検証していかなければいけないなと思うんですけども、大臣としまして、そこは関係なく、しっかりとそこは判断し、必要があれば指導していくという思いをちょっとお話しいただけたらと思います。

○萩生田国務大臣

わざわざ構造特区で新設をされた大学ですから、その設置目的に合った運営をしていただ

くことを期待をしたいと思いますし、過去に、系列大学に一時期、非常勤とはいえ席があつたからといって、何か特別な思いをかけて便宜を図ることも、あるいは指導を緩めることも全くございません。きちんと対応していきたいと思います。

○日吉分科員

厳しい対応をしていかれるということがわかりました。

最後に、もう一つだけ。客員教授にはなぜなられたんですか。

○萩生田国務大臣

これは話すとすごく長くなりますけれども、実は、紹介をされたのは亡くなった町村先生だったんですね。それで、別段、国会議員をやりながら客員教授をやりたかったわけじゃなくて、落選をしてしまって、その後の再起の中で、専門分野で少し勉強しながら仕事にもなることがないかということで紹介されたのがきっかけでございます。

○日吉分科員

時間が参りましたので終わりますけれども、下関市立大学の件もそうですし、加計学園の件もそうですけれども、しっかりと、大臣のリーダーシップのもと、指導していただきたいと思います。よろしくお願ひいたします。

ありがとうございました。